

みやま市農業委員会総会議事録

日 時 令和4年11月10日 午後1時38分～午後2時43分

場 所 みやま市役所大会議室

出欠者 出席者 18名 欠席者 1名

議 事 1. 開 会

2. 付議事案

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用
集積計画の決定について

3. 報告事項

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

2. 使用貸借解約通知について

4. 閉 会

出席委員（18名） 会長 徳 永 順 子

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1番	野 田 一 徳	2番	日 高 徳 久
3番	永 江 三 夫	4番	江 寄 徳 光
5番	河 野 和 夫	6番	中 村 正 治
7番	河 野 順 大	8番	加 藤 和 己
9番	岡 田 佳 子	10番	木 下 正 信
11番	松 藤 忠	12番	東 政 彦
13番	長 岡 直 行	14番	倉 吉 大 作
15番	北 原 喜 博	16番	田 崎 明
18番	松 尾 京 子	19番	徳 永 順 子

欠席委員（1名）

17番 前 原 新

出席推進委員（17名）

座席番号	氏 名	座席番号	氏 名
22番	井 上 正 光	23番	高 尾 芳 樹
24番	境 秀 作	25番	山 下 勝 敏
26番	釘 嶋 房 男	27番	大 塚 郁 久
28番	上 原 充	30番	柿 原 典 典
31番	坂 梨 正 充	32番	河 野 通 成
33番	山 下 信 介	34番	城 敬 介
35番	野 中 勝 吉	36番	平 木 啓 喜
37番	渡 邊 哲 司	38番	宮 崎 和 道
39番	坂 口 昌 義		

本会議に出席した事務局職員

事務局長 岡 俊 幸

事務局係長 堤 和 美

事務局 東 竜 雄

事務局 田 中 砂 希

午後1時38分 開会

○事務局（岡）

それでは、ただいまから令和4年11月定例総会を開催させていただきます。

開会に当たりまして、会長が御挨拶申し上げます。

○会長（徳永）

〔挨拶を述べる〕

○事務局（岡）

早速、議事に入らせていただきますが、みやま市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、会長が議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、会長よろしく申し上げます。

○議長（徳永）

規定により、議長を務めます。皆さんの御協力をよろしく申し上げます。

それでは、お手元の資料に基づきまして進めてまいります。

初めに、本日の出席委員は18名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

なお、議席番号17番前原委員より欠席の届けが出ておりますので、御報告いたします。

推進委員は、17名の委員に出席いただいています。

次に、会議規則第14条第2項に定める議事録署名委員の指名についてですが、本日は、議席番号9番岡田佳子委員、同じく10番木下正信委員に申し上げます。

また、本日の会議書記には事務局職員の堤和美君を指名いたします。

議事に入らせていただきます前にお断りしておきます。

総会において委員が発言される場合は、議長の許可を受けた後、議席番号と氏名を言ってから発言されるようにお願いします。また、個人情報保護の観点から、発言においては個人名等の固有名詞は避けていただきますようお願いいたします。

なお、発言中に個人名等が出た場合は、職権にて削除させていただきますので御了承願います。

それでは、議事に入らせていただきます。

議案第29号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号1番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○23番（高尾）

事務局からいただきました確認書に基づきまして、10月24日、関係資料と関係農業委員で現地を確認いたしまして、資料のとおり問題ないことを確認いたしましたので御報告いたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号1番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号2番について説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号2番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。譲受人は、農地所有適格法人以外の株式会社であり、解除条件付きの賃貸借となります。みやま市では初めての参入となりますので、令和4年11月2日、三役及び地区委員による面談を行っております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（山下）

機械や労働力等の面で不備があると思いますので、慎重に審議をお願いします。

○議長（徳永）

次に、2番については、一般法人が解除条件付きで賃貸借を行われますので、正副会長と地元委員にて面談を行っていますので、副会長より報告をお願いします。

○10番（木下）

今説明がありましたように、11月2日に面談を行いました。相手方は、会長と言われます○○さんという方が面談に来られております。その中で、今地元委員さんから話がありました基本的な要件、農地の種類等を効率的に利用するという要件の中で、機械のリースや機械を持っていないという話がありました。また、リースがそんなに、農業委員会はリースをやっているところはないんじゃないかと確認しておりますが、どこから借りるかというものはっきりしておりません。労働力も高齢であって、何といたしますか、やる気は満々でございましたが、労働力の面でちょっとどうかなというところがあります。

それで、私としては許可すべきではないんじゃないかと思っております。ほかの要件、2番と3番はおっしゃることはクリアできるんじゃないかと思われまうけど、1番の面でなかなかクリアできないんじゃないかと思っておりますので、そんなふうに感じました。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がりましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

○15番（北原）

この譲受人というのはどういう方なのか、分かる範囲でお願いします。

○事務局（堤）

私のほうからお答えいたします。現在、みやま市内できくらげを栽培して販売されている会社です。

○議長（徳永）

よろしいですか。

○15番（北原）

はい。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

○30番（柿原）

内容がちょっと分かりませんが、機械効率ということでございますが、この農作業においてどんな機械が要るのか確認とかはしてあつとですかね。

○議長（徳永）

事務局お願いします。

○事務局（堤）

栽培作物がホワイトソルガムという作物を栽培されるということですので、コンバイン、トラクター、草刈り機等は少なくとも要ると考えております。あと、本人さんのほうから搾汁機といいますか、搾る機械、それが出されております。必要と思われる機械は以上でございます。

○30番（柿原）

よかですかね。トラクターが要るということで、コンバインも要るということでございますけれども、一般的にはリース、そういうふうな業者がなかとは言われんと思えますけれども、結局、リース会社等があっても物すごく高いかなというふうなちょっと私は認識しております。そして、そういう中、コンバイン等もあって、全てばリースで農業のほうを確立して生産するということは恐らく不可能やなかつかなということで、基本的にはある程度そういうふうな農業をやるということなら、幾らか機械を持ってやるのが普通の常識かなと思っております。

何か宙に浮いたごたる話で、何か人の力ば借ってやりますよというごたることやけん、本当に地に足がついておりなはるかなという気がしますので、地元委員さんとか、副会長とかからの発言があったように、私もかなり不安がありますので、慎重審議といいますか、基本的には、私的には賛成できないとかなと。そのほうが、後々心配と言うといかんばってん、最適化推進委員としては、基本的には農業ということについては無理じゃなからうかなというふうに考えますので、ひとつ意見として述べておきます。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。ちょっと補足で事務局から説明します。

○事務局（岡）

柿原委員さんがおっしゃるとおり、堤が説明したように、3条の申請書の中に導入予定の物ということで、コンバイン、搾汁機と、面談のときにトラクターは要らんとですかと言う

たらトラクターもということでしたので、それは追加という形でさせていただいております。一応導入予定ということでしたので、それまでどうするのですかと、ちょっと詳しくなるので、個人名とかちょっと出ますけど、それは議事録では削除させていただきます。

●●さんが今まで作ってあったので、●●さんに作業も頼む、機械もそこんとを使うということでしたので、一応本人さんに事務局のほうから●●さんのほうに確認したところ、そういったお願いをされていないということでした。それを受けて、また申請人さんのほうにそういう受けていないということでしたよということをついたら、今度リース会社でリースする。作業もそのリース会社がしてくれるようになっていくということでしたので、じゃ、そのリース契約とかあるだろうから取っておってくださいといってリース契約書を見せていただきましたが、そういった機械の種類とか、作業を行うとかという契約がうたってある契約書ではございませんでしたので、リース会社の方にまた事務局のほうからお問い合わせしたところ、そのリース会社的には農業機械は扱っていないと、そういう作業を請け負ってないということでしたので、一応副会長や地元委員さんがおっしゃったとおりに、労働力及び機械の確保ができていないと事務局としても判断しております。以上でございます。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

ほかに御質問、御意見ないようですねけれども、今回の場合はちょっと皆さんの許可に御異議ないですかというよりも、この件に関して賛成と思われる方の挙手を逆に取りたいと思いますので、その判断でよろしいですか。いいですか。

○30番（柿原）

いやいや、基本的にね、よかね。

○議長（徳永）

はい、どうぞ。

○30番（柿原）

この案件は基本的に、この農業委員会総会にかける以前の問題で、ボツにせんといかんとやなかつかなと思うとです。この意見の限りでは。

地元委員さんと三役さんでご足労ばかけとるばってん、今後こういうふうなか問題がいろ

いる難しか問題がまた出てくる可能性というのはあると思います。そういう中でよかなら、これは一部の方やなして、総務委員会、総務委員さんぐらいい一緒に入れてこういうふうなか協議をして、せめてこの総会に上げるのか上げないのかぐらいいのことは事前に俺は判断してもらってよかつちやなかやいかち思うです。

○議長（徳永）

事務局お願いします。

○事務局（岡）

柿原委員さんがおっしゃっているのは、受付する前に止めろということと思われます。受付のときに判断して、おっしゃるとおりですが、受付したときにある程度やっぱり言われるのが、ちゃんとやりますということで、一応受け付けてその計画書を出してくださいということで受け付けております。こういった不備があるので、一遍取り下げしてまた出し直さんですかと、計画ができてからと本人さんにも何度も言うておりますが、絶対取り下げんということでした。一応受付してしている以上、総会にかけざるを得ませんので、今回については申し訳ございませんですけど、総会で話させていただきたいと思います。

今後ともこういう難しい案件が出てくるかと思いますが、まず事務局できちんと判断できるような体制を確立していきたくと思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（徳永）

ありがとうございます。ちょっと話が前後しましたけれども、先ほども申しましたように、ちょっと今回の場合は特殊でございませので、賛成の方は挙手という形を取らせていただきたいと思いますけれども、皆さんそれでよろしいですか。

○30番（柿原）

ちょっとよかね。今局長の説明でもね、取り下げて再申請せんですかということ、取り下げんという事務局の説明があつて、賛成か反対かと言うなら分かつです。そりけん、今の説明の中、その後、その後でもう取り下げんということやっけん、しようのなかけんここで判断せやんということになるけん、そのあれで賛成か反対かの挙手をとと言うと理解さるっじゃん。

○議長（徳永）

賛成か反対かという意味合いは、この案件に対して、この議案を許可するの、不許可に

するのかということを取りたいと思います。

○30番（柿原）

議案に上げるか上げんかの……。

○議長（徳永）

いや、上げるか上げないかじゃないです。議案には上がっていますので、この議案に対して許可するのか、許可しないのか、不許可ですね、許可しないは。そこを判断していただきたいと思っておりますので、そういうことです。よろしいですか。

○30番（柿原）

それは最適化推進委員もせやんですか。農業委員さんだけやろう。

○議長（徳永）

そうですね、はい。

○30番（柿原）

なら意見ば言わせてください。

○議長（徳永）

意見。

○23番（高尾）

ちょっとその前に。

○議長（徳永）

ちょっと高尾委員さんから。

○23番（高尾）

ちょっとお尋ねですけど、まずお尋ね。ここに7つの要件が書いてございますね。ピン（チェック）がみんなついたものがここで審議されて、なおかつ承認をいただいたものが認められると。じゃ、7つのピンがつかなくても、先ほどのお話のように、みんながよかごつ言うたら承認されると仮にしたらですよ、ちょっと伺います。過去に7つのピンがつかないもので承認されたものがあるかどうかを教えてください。

○事務局（岡）

私の記憶ではないですね。一応7つありますが、第2項第2号は法人ですので、法人以外の場合はここは削除させていただきまして、農地法上のチェックをして、地元委員さんとしてはいいと判断しますという状況です。地元委員さんはこげん思いよるばってんがら、皆さん

がこう説明ば聞いてすべきじゃないというときは、そういう可能性もあると、継続とか不許可とかという可能性もあるかと思えます。地元委員さんがこれはすべきじゃないとかということに書いていても、皆様の審議で許可、そのレベルならしてもいいんじゃないかという可能性もあるかと思えますが、今のところピンがつかない状況でという記憶は、申し訳ないですけど、私の記憶では特にございませんので、よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

局長は本当はないということなんですけれども、ただ、昔に結局、確認書のチェック自体をその地元の委員さんがやらないという、そういう、もう昔です。昔ありました。でもそれが、この要件に対して云々とかじゃなくて、とにかくチェックしないという、どちらかといえば個人的な絡みの中でチェックしないということだったので、それはチェックがついていなかったけれども、多分通っている中では。だから、諸々の事情がそのときそのときでございますけれども、そこら辺も加味した上での判断を委員さんたちをお願いしたいというところはございます。

○23番（高尾）

今のお話で、委員さんがチェックしないと言われていたらチェックしなかった。しかし、事務局なり市のほうで確認したら、要件の7つの中に該当した、だから認めた。これはこれでいいと思います。これはもともと委員さんの確認でおかしいと、ほかの方の御意見もおかしいという明らかであるなら、否認することに賛成の方は手を挙げてくださいますのほうは普通じゃないですか。通らないものを通す人をじゃ、挙げてくださいますと言うんだったら、その要件そのものの重要性がなくなってきちゃうんじゃないかなという気がしましたので、そういうことで申し上げました。

○議長（徳永）

ありがとうございます。

○事務局（岡）

おっしゃるとおりだと思います。一応審議的にはこれを可決しますか、否決しますかということになりますので、許可を審議しているところで、許可に賛同する方ということで、誰も手を挙げなければ当然不許可という形です。皆さんが全員一致で不許可ということであれば、当然不許可という判断ができるかと思えますけど、これを農業委員会として許可するのか不許可にするのかですので、一応形は許可するかを諮りたいと思いますので、許可する方とい

う形で事務局のほうから会長にお願いしております。当然許可される方が手を挙げてもらうて、許可ができないと判断される方は挙げないでいただくという形でお願いしたいと思えます。以上です。

○23番（高尾）

この採決するときは、我々推進委員には採決の議決権がないとうたっていますよね。それでいくのか、今回特例で私たち推進委員も賛成、反対の意思表示をできるのか、明確にお願いします。

○事務局（岡）

一応おっしゃるとおり、もめたときの議決とかは農業委員さんだけです。ただ、この分については推進委員、農業委員さんを含めたところで全体で意思統一をしたいと思えますので、農業委員、推進委員さん両方の意思を表示していただきたいと思っております。そこでもし割れたときは、こっちで農業委員さんの人数を、賛成、反対をカウントさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○30番（柿原）

基本的には、ルールから言うと、法的にというか、今意見があったように最適化推進委員は議決権がないということになっておるけんね、ここは、そのルールに従っていけば大丈夫と思うとやん。その意見ば言うてよかつじゃっけんね。そりけん、最終的に議決するのは農業委員さんでしてもらうときははっきりぴしゃっとしておったがよか、何か恩着せがましかごたるふうなことばせんだっちゃ。

そういうことで、最適化推進委員の意見として申し上げさせてもらおうと、基本的にはこの案件は通すべきではないというふうに思えます。意見として申し上げます。

○議長（徳永）

ありがとうございます。

○15番（北原）

結果、この審議の結果の理由については本人さんに御報告がありますか。どういう理由で否決になりましたということは御報告がありますか。

○事務局（岡）

報告というか、審議の結果については、許可するときも当然しますし、不許可のときも文書できちんと不許可の理由と併せて、不許可という形で文書で出します。許可も当然文書で

出しますけど、不許可の場合は当然文書で出します。以上です。（発言する者あり）

柿原委員さんが先ほどおっしゃられたとおり、のっとれば農業委員さんだけですので、農業委員さんだけという形でいただきたいと会長さんが判断しましたので、推進委員さんとかで御意見がある方は今のうちに言っておいていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

いろいろ御意見ありがとうございます。

ほかに何か御質問、御意見がございましたら、今のうちにお願ひします。

○4番（江寄）

もう一つ少し教えてください。この方というのは、トラクターもコンバインも持っていないようなんですけど、実際に持っていなくても運転とか操作はできるんですか。その1ヘクタールもある田んぼなので、手作業みたいなものもできないし、そういう経験がないところですよその方に頼んでいるところも何か、その代表みたいな格好だったので、ちょっとそこら辺のところを教えてください。私としてはちょっとクエスチョンマークです。以上です。

○事務局（岡）

おっしゃるとおり、トラクターを持っていないということで、一応●●さんの方に頼むということでしたが、それがいわゆる確認取れなかった、確認取れたのは、種まきまではしてやってもよかばってんという形でしたので。じゃ、その後の機械や作業する人はどうなるとですかということで、先ほども説明しましたように、リース会社が機械を貸す、作業もしてくれるという話になっておるということでしたので、うちも確認して、それが確認が取れないということでしたので、機械や労働力が確保できていないと事務局としても判断しております。ですので、手作業で当然できるものでもないとも判断しております。以上です。

○4番（江寄）

分かりました。ありがとうございます。

○議長（徳永）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

ほかになかったら、今回、農業委員さんのほうで賛成の方は挙手をお願いしますということで採決したいと思いますので、よろしいですか。

整理番号2番について、賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手なし〕

○議長（徳永）

賛成の挙手が挙がらないということは、不許可ということでこの案件は通していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

整理番号3番について、事務局は説明をしてください。

○事務局（東）

整理番号3番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○37番（渡邊）

申請書並びに現地確認を行いました。特に問題ないと思われます。どうぞ審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号3番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号4番について説明してください。

○事務局（東）

整理番号4番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○33番（山下）

10月25日に委員2人で申請書及び現地等の確認をし、問題ないと思われまますので、皆様の御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号4番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号5番について説明してください。

○事務局（東）

整理番号5番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○33番（山下）

この件も2人で申請書及び現地確認を行い、問題ないと思われましたので、皆様の御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号5番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何

か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号5番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明してください。

○事務局（東）

整理番号6番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○34番（城）

10月25日、地元農業委員さんと一緒に申請書及び現地等の確認をしております。特に問題はないと思いますので、皆様の御審議の方よろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号6番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号7番について説明してください。

○事務局（東）

整理番号7番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、売買となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○34番（城）

この件は10月25日、地元農業委員さんと一緒に申請書及び現地等を確認しております。特に問題ないと思いますので、皆様方の御審議をよろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号7番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号8番について説明してください。

○事務局（東）

整理番号8番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。移動の理由は、贈与となっております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見ををお願いします。

○26番（釘嶋）

先日から現地確認と申請書の書類確認をいたしましたけれども、問題ないと思われまので、皆様の御審議方よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号8番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号8番を原案どおり許可することに決定いたします。

事務局は、整理番号9番について説明してください。

○事務局（東）

整理番号9番について説明します。申請人、相手方及び申請土地の状況は議案書のとおりです。譲受人は農地所有適格法人以外の株式会社であり、解除条件付きの賃貸借となります。みやま市では初めての参入となりますので、令和4年11月2日、三役及び地元委員による面談を行い、営農上問題ない旨確認しております。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

10月25日に現地確認を行いました。そして、11月2日に農業委員会正副会長と地元委員5名、そして事務局立会いの上で、事務局で面談を行いました。私たちが初めてだったんですけども、問題ないかなと判断いたしました。審議のほうをよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

次に、9番については、一般法人が解除条件付で賃貸借を行われますので、正副会長と地元委員にて面談を行っておりますので、副会長より報告をお願いします。

○10番（木下）

これも法人が農業に参入する場合の条件ということで、基本的条件3つ、そして一般法人の条件3つについて、私の中で聞き取りをいたしました。それについて異常ないと思われま

すので、皆様方の審議をお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号9番について説明がありましたが、御質問、御意見をお受けします。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第29号、整理番号9番を原案どおり許可することに決定いたします。

次に、議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

事務局は、整理番号1番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号1番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

山川支所から300メートル以内の第三種農地に住宅を建築するために転用するものです。東は道路、西は田、南は田、北は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、水利委員、地元区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は合併浄化槽を設置し、水路へ放流します。雨水排水は水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

11月7日に現地を確認しましたが、何ら問題ないと思われまますので、皆様方の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

同じく7日に現地を見に行きましたけれども、別に問題なかったと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号1番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号1番を原案どおり承認することに決定いたします。

ここで、農業委員会会議規則第11条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」とあります。該当委員はここで退室をお願いします。

〔該当委員 退室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号2番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号2番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に住宅を建築するために転用するものです。一種農地不許可の例外、集落接続を適用しています。

東は道路、西は田、南は田、北は道路に面しており、隣接農地は譲渡人所有のため隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、水利委員、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は合併浄化槽を設置し、水路へ放流します。雨水排水は水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○8番（加藤）

11月7日、申請書並びに現地の確認を行いました。譲渡人と譲受人は親子の関係になっております。地元委員としては問題ないというふうに思われます。皆さんの御審議よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

ここも同じ日に現地を見ましたけれども、別に問題なかったと思います。よろしくお願ひします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号2番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号2番を原案どおり承認することに決定いたします。

〔該当委員 入室〕

○議長（徳永）

事務局は、整理番号3番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号3番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール未満の第二種農地に住宅を建築するために転用するものです。

東は道路、西は雑種地、南は細い道路を挟んで雑種地、北は道路に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、地元行政区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は合併浄化槽を設置し、水路へ放流します。雨水排水は水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○31番（坂梨）

11月7日に現地を確認しましたが、何ら異常ないと思われまますので、皆様方の御審議よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

ここも同じく現地に行きましたけれども、別に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号3番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号3番を原案どおり承認することに決定いたします。

整理番号4番と5番は関連がございますので、一括審議といたします。

事務局は、説明をしてください。

○事務局（堤）

整理番号4番、5番について一括して説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

4番のほうから説明させていただきます。貸事業用駐車場及び貸産業廃棄物回収場等の事業用地を確保するために転用するものです。

資料16ページの3か所のうちの北側の広いほう、そちらの配置図が17ページになっています。用途地域である第三種農地であります。東は細い道路を挟んで水路、西は田、整理番号5番で転用申請がされております。南・北は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

資料18ページをご覧ください。道路を挟んで2筆、農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地であります。一種農地不許可の例外、敷地拡張を適用しています。

国道の西側のほうは東が宅地、西・南・北は道路です。国道の東側のほうは東が道路、西・南は宅地、北は道路に面しており、隣接農地アンケートは両方ともございません。

水利関係は、水利委員、地元行政区長、地元農区長から環境保護責任の条件付きで承諾を得てあります。地元区長のほうへ確認をさせていただきましたところ、環境保護責任というのは、河川が汚れないように処置をしてくださいということで、申請者へ直接伝えていただいているとおりです。

雨水排水は、自然流下します。

整理番号5番を説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

用途地域である第三種農地に整理番号4番の申請地に接し、進入路を確保するために転用するものです。

東は農地に転用申請、西は道路、南は宅地、北は宅地に面しており、隣接農地アンケートはありません。

水利関係は、水利委員、地元行政区長、地元農区長から整理番号4番同様に環境保護責任の条件付きで承諾を得てあります。

雨水排水は、自然流下をします。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見を申し上げます。

○22番（井上）

先日の11月7日に農地委員さんと現地並びに書類を確認いたしまして、特に異論はないということでございましたので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見を申し上げます。

○農地委員長（岡田）

これも先日7日に現地に行きましたけれども、廃棄物を置くところと車の出入りに使うということなので、別に問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号4番並びに5番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

○10番（木下）

大変小さいことですが、配置図の国道209が208となっておりますので、これは向こうが書いてもらっているんですか。そこがちょっと間違っているから。

○事務局（堤）

こちらの表示が209号が正しく、配置図に記載されている208号は誤りですので、209号に訂正をお願いします。

○議長（徳永）

ほかに何か御質問、御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号4番並びに5番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号6番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号6番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

用途地域である第三種農地に住宅を建築するために転用するものです。東は道路、西は田、南は田、北は宅地に面しており、隣接農地アンケートの結果、省略済みです。

水利関係は、水利委員及び地元区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は合併浄化槽を設置し、水路へ放流します。

雨水排水は、水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○25番（山下）

11月7日、現地確認したところ、問題ないと思われます。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

これも当日に現地に行きましたけれども、別に排水の場合も問題ないと思います。よろしくをお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号6番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号6番を原案どおり承認することに決定いたします。

事務局は、整理番号7番について説明してください。

○事務局（堤）

整理番号7番について説明します。申請地、申請人及び転用理由は議案書のとおりです。

農地の広がり10ヘクタール以上の第一種農地に住宅を建築するために転用するものです。

東は宅地、西は道路、南は宅地、北は畑に面しており、隣接農地アンケートの結果、了承済みです。

水利関係は、地元水利委員、地元区長から無条件承諾を得てあります。

生活雑排水は合併浄化槽を設置し、隣接する父親所有の溜樹と合流し水路へ放流します。

雨水排水は、隣接する父親の宅地を通り水路へ放流します。以上です。

○議長（徳永）

次に、地元委員の意見をお願いします。

○26番（釘嶋）

先日7日に農地委員さんと農業委員と一緒に書類及び現地を確認しましたがけれども、問題ないと思われます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（徳永）

続いて、農地委員会からの意見をお願いします。

○農地委員長（岡田）

これも7日に現地に行きましたけれども、親子関係で家を建てるということなので問題ないと思います。よろしくお願いします。

○議長（徳永）

ただいま整理番号7番について説明がありました。何か御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第30号、整理番号7番を原案どおり承認することに決定いたします。

次に、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局は、議案第31号について説明をしてください。

○事務局（田中）

議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について説明します。

議案書5ページを御覧ください。周年契約は、田29万4,433平方メートル、畑7,591平方メートル、合計30万2,024平方メートルで、件数は73件、筆数は156筆となっております。

議案書6ページを御覧ください。期間借地は、田4万8,260平方メートルで、件数は6件、筆数

は17筆となっております。

内容につきましては、7ページ以降に各筆別明細をつけております。議案書7ページの整理番号4番につきまして、借受人の耕作面積が0となっておりますが、新規で農業を始める法人ではなく、今まで個人で農業をされていた方が法人を設立し、今後は法人として経営をされていくという案件となっております。個人で借り受けていた農地を今後は法人で借り受けるよう、随時切り替えていかれる予定であり、今回はその切り替え始めたタイミングであるため、今現在の耕作面積は0となっております。その他の案件につきましては、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

議案書20ページを御覧ください。あっせんに関する所有権移転は、機構からの買入れが1件となっております。内容につきましては、各筆別明細のとおりですが、事前に議案書を送付しておりますので説明は省略いたします。

以上です。

○議長（徳永）

ただいま議案第31号について説明をいたしました。

何か御質問、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問、御意見がないようですので、採決に入ります。

議案第31号は決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御異議がないようですので、議案第31号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定については、計画のとおり決定いたします。

それでは続きまして、2. 報告事項です。

報告事項、第1号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告1号について御説明します。農地法第18条第6項の規定による通知について、11件出されております。自作3件、設定8件となっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第1号について説明がありましたが、御質問をお受けいたします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第1号をこれで終わらせていただきます。

報告事項、第2号について、事務局は説明をお願いします。

○事務局（堤）

報告2号について説明します。使用貸借の解約が5件出ております。内訳は5件とも設定になっております。以上です。

○議長（徳永）

ただいま報告事項、第2号について説明がありましたが、御質問をお受けいたします。何か御質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永）

御質問がないようですので、報告事項、第2号をこれで終わらせていただきます。

これをもちまして、本日の日程が全て終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

午後2時43分 閉会